

## 新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第2回)(案)に対する意見の概要

関係省庁が自主的に点検を行った結果について、7月28日～8月17日(計21日)に一般からの意見募集を行った結果、7の個人または団体からの意見が提出された。意見の概要及び提出者の属性等は、以下のとおりである。

### 1. 全般

| 整理番号     | ご意見の概要   |
|----------|--|
| 040730-1 | CVMなど自然生態系を経済評価するような考え方が言われるが、人間の命に値段をつけるようなもので無意味である。新たな、評価基準を考えるべきである。                                   |
| 040730-1 | どういう基準と能力で専門家と言っているのか、明らかにしたい。   |
| 040812-1 | 個別の政策だけでは不十分であるので、生物多様性条約の国内法を制定すべきである。その際、里山に関しては、地方の特性が大きいので、里山保全・生物の面的保護を各自治体が条例で制定できるような授權立法を検討すべきである。 |
| 040804-1 | 国家戦略を検討する際には、学校や学生の意見も取り入れるべきである。  |

『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第1回)』を踏まえた施策の方向について(意見)への対応状況

#### 1. 点検の方法について

|          |   |
|----------|---|
| 040730-1 | 生物多様性を阻害する施策と双方を記載し、結果、全体としてどうなっているかを記載すべきである。  |
| 040817-2 | 点検の方法と内容が不十分であり、点検としての意味をなしていない。「今後の課題」の部分で段階的・具体的な目標、取り組みの見直しや必要な省庁の連携などを具体的に明記すべきである。 |

#### 2. 関係省庁が実施している環境調査について

|          |   |
|----------|---|
| 040817-2 | 各省庁が個別に行っている環境調査について、その連携や相互互換性が必要である。現在連携を図るため、各省庁が集まりワーキンググループを設置し検討を進めており、相互利用するためのデータの変換が課題とされているが、どのように活用するのかが検討されておらず、今後技術的な手法のみの施策となる可能性がある。相互互換した生物多様性地理情報を、「国土利用計画」、「環境基本計画」、「エコロジカルネットワーク」、「戦略的環境アセスメント」などの国の施策、各自治体の「マスタープラン」や「環境基本計画」などへの活用、NGOなどの活用ができる体制整備についても、同時に検討をすべきである。 |
|----------|---|

#### 3. 新国家戦略の普及啓発について

|          |  |
|----------|--|
| 040730-1 | 生物多様性の意義あるいは、生物と人間の関係や、生物の扱いについてなど、国民の考えがばらばらでは、生物の多様性が担保されない。日本として、考え方を整理し、浸透させていくことが急務である。   |
| 040812-1 | 『いのちが創れない(新国家戦略)』のパフレットは、よく出来ており、もっと活用してもらいたい。   |
| 040817-2 | 「生物多様性」の低い認知度を上げるためには、環境省と文部科学省が連携のうえ、総合的な学習、環境教育・学習、理科・生物などの授業で、必須のカリキュラムとして取り組み、そのための教材や人材の養成を検討すべきである。また、社会教育としても、環境教育や環境保全活動に取り組む人材や地方自治体自然環境担当者、民間企業環境対策担当者を対象とした「生物多様性セミナー(研修)」などの開催にも取り組むべきである。 |

地方公共団体、企業、民間団体の取組について

#### 1. 地方公共団体における生物多様性の確保に向けた取組

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 040730-1 | 自治体の足並みが揃えられない理由についての説明がほしい。 |
| 040804-1 | 海外の事例があると国民の参考になる。           |

生物多様性の危機への対応

#### 1. 「第1の危機」への対応

|          |   |
|----------|---|
| 040817-2 | 20世紀型の公共事業について何の点検も見直しもなされていない。国立公園や森林生態系保護地域などの限られた範囲の保全の強化だけでなく、今ある生物多様性を大きく破壊する、開発計画を早急に根本的に見直し、点検するべきである。 |
| 040817-2 | 鳥獣保護法や自然公園法の改正が行われてきたが、野生生物の問題を解決するためには、横断的・総合的な野生生物全体の保護を目的とした「野生生物保護基本法」などの法制度が必要である。                       |

#### 2. 「第2の危機」への対応

|          |  |
|----------|--|
| 040812-1 | 「里山保全」に、もっと積極的に関与すべきであり、その問題点、とりわけ西日本には民有林が多く山林所有者の協力を得るのが難しいという点を含め、できる所から具体的な政策を実施すべきである。大阪府でいえば、明治の森箕面国定公園など、積極的に関与してほしい。 |
|----------|--|

|          |   |
|----------|---|
| 040817-2 | 里地・里山の保全については、文化財保護法の対象、風景地保護協定制度、都市緑地保全法管理協定制度だけでは、解決への糸口にもならず、二次的生態系を支える農業・林業との関わりを抜きには考えられないはずである。「具体的施策の展開に関する点検結果」の「(1)森林・林業」「(2)農地・農業」が、「第2の危機」で整理されていないのは、不可解。環境保全型農業などの農業施策の転換やバイオマス利用などのエネルギー転換が里地・里山において果たす役割は大きいと、生物多様性の観点から農業施策・林業施策についても「第2の危機」のなかで点検すべきである。 |
|----------|---|

### 3. 「第3の危機」への対応

|          |  |
|----------|--|
| 040817-2 | 新・生物多様性国家戦略では「対策に必要な体制、資金の確保」が取り組みの必要なものとして上げられているが、「特定外来生物対策法」でも、その「基本方針」においても対処されておらず、今回の点検項目にすらあがっていない。環境省の限られた予算と体制では広範に及ぶ外来種対策は十分に行えない状況からも、早急に検討・整備すべきである。 |
|----------|--|

#### 主要テーマ別取扱方針に関する点検結果

### 3. 湿原・干潟等湿地の保全

|          |   |
|----------|---|
| 040817-3 | 第2項の「今後の課題」には、定地保護に関する文化財保護法の規定を適用し、「ジュゴンなど種指定の天然記念物の保全に生息環境の保護が不可欠な場合には、生息地の保護を図る必要があります。」と記載すべきである。 |
|----------|---|

### 5. 野生生物の保護管理

|          |  |
|----------|--|
| 040817-3 | (1)「種の絶滅の回避等」の第7項の「進捗状況」に記載のある「鯨の資源量」は、定義が不明であり、「鯨目(あるいはクジラ目)各種の個体数」または「現存量」を用いるべきである。                             |
| 040817-3 | (1)「種の絶滅の回避等」の第7項の「進捗状況」及び「今後の課題」は施策の目標に対応していないので、削除すべきである。  |
| 040817-2 | 2004年7月の「種の保存法」の国内希少野生生物種の追加指定の際に「選定対象種」の要件は該当しているにも関わらず見送られ、保護区の設定の検討もなされていない。沖縄島東海岸におけるジュゴンの保護管理施策を早急に進めるべきである。  |
| 040817-2 | 「特定外来生物対策法」では国外外来種のみを対象としているため、早急な対処を求められる国内外来種の対応が後手にまわることが心配される。「今後の課題」で、「国内外来種の対策についても所要の施策を講じる必要がある」と記述すべきである。 |

### 6. 自然環境データの整備

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 040730-1 | 分類学者の数が少ないので、増やすべきである。 |
|----------|------------------------|

### 7. 効果的な保全手法等

|          |  |
|----------|--|
| 040817-1 | ダムなどの開発に対して、より厳しい審査が必要とすべきであり、環境省は開発停止の勧告をできるようになるべきである。                         |
| 040817-2 | 唯一の×(未着手)である「戦略的アセスメントの考え方に基づいた代替案の検討」(国際協力)については、未着手の分析も反省もなく、「今後の課題」は空欄のままである。 |

#### 具体的施策の展開に関する点検結果

#### 全体

|          |   |
|----------|---|
| 040730-1 | 生物多様性に貢献している施策なのかどうか疑問なものが実施施策に挙げられていると考える。 |
| 040730-1 | 予算措置が貧弱である。                                 |

### 1. 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策

|          |  |
|----------|--|
| 040817-1 | 県・国などに森林浴ができる場所推薦地を紹介するべきである。それにより、地元の森林保全の意識も高まるはずである。  |
| 040817-1 | 間伐材の利用に対して、減税措置など、業者・消費者双方に有利な条件を付けることで間伐材の価値を高めるべきである。  |
| 040817-1 | もっと森林整備地域活動支援交付金制度を拡充していくべきであり、高齢化した地元農村だけでは維持しにくいと、土木業等が森林保護の委託事業を展開しやすい状況を作り出していくべきである。  |
| 040817-1 | マツクイムシに対して、もっと積極的に防御策を生物科学的に推進していくべきである。マツクイムシ耐性の強い(遺伝子組み換えではない)松の品種改良などを国が主導で行う、天敵・免疫強化・駆除方法・環境に配慮した薬剤等に関する研究等をもっと強くすることで、松の植林を推進できる環境作りがほしい。 |
| 040730-1 | 海域での施策実施内容が乏しい。  |
| 040817-1 | 洋資源強化のために、秋田県八ツハタ、宮城県力キのように、広葉樹植林推進を強化してほしい。瀬戸内海で実験を行うのがよいと思う。並行して砂浜の浄化力強化を行って地区を選定し、環境整備からのアオコ対策を考えてほしい。四国と九州(大分・宮崎)が適地ではないか。                 |
| 040817-1 | 【堤防強化と環境保護】根の成長が著しい低木等を選定し、それを利用した堤防強化策を国土交通省を連携して研究してほしい。地元市民の協力を仰いで、堤防を強化し、環境保護と緑地化を推進できる。できれば選定される植物は日本在来種が望ましい。                            |

|          |  |
|----------|--|
| 040817-1 | 漁業資源確保のために広葉樹増産の対策をモロッコ・ペルー・チリ・カナダ・ポルトガルなどと協力して行うべきである。世界の海洋資源保護は、日本の食生活を支える意味で重要である。      |
| 040817-1 | 自然公園内等での不法伐採に対して、刑事罰と現状復帰のための損害賠償義務を明記させるべきである。青森県八甲田近郊では、不法な伐採が続いているが、行政の対応はほとんどなく、問題である。 |

## 2. 横断的施策

|          |  |
|----------|--|
| 040804-1 | 外来種を駆除するのではなく、在来種の保護(環境の改善)に力を入れるべきである。  |
| 040804-1 | 外来種駆除ではなく、入国管理などに費用を廻して安易に外来種が入り込まないようにすべきである。   |
| 040813-1 | 外来種の既存種に対する影響を『客観的かつ公正な視点での長期間にわたる調査』が行われないうちに外来種の駆除を行うべきではない。   |
| 040813-1 | 駆除事業は、生命の尊厳、子供たちの情操教育の観点からも好ましくない。   |
| 040817-1 | 有害外来種を指定し、外国から、ブルーギル・ブラックバス等の輸入を禁止し、放流に対して刑事罰・賠償金などを強化する。  |
| 040817-1 | 外来種の国内での飼育を許可制にし、飼育できる場所を限定する。その上で、生態数調査を並行しながらブラックバスの捕獲に対して、数に応じて礼金や表彰を行うことをすべきである。楽しみがなければ何事も続かないので、釣果を増やすなどの不正防止策を充分講じた上で、環境保護のための釣り大会や、オニヒトデ等を捕獲した数に対して表彰とともに謝礼金制度を設けるべきである。 |
| 040817-1 | 一部漁民が、オニヒトデやブラックバス等の環境保護捕獲で生計を立てられるようにすべきである。採ったオニヒトデなどを乾燥粉碎・有害成分除去等で、陸地肥料に転換できないか、研究してほしい。  |
| 040817-1 | 遺伝子組み換えはごく短期間の検証ばかりであり、組み換えたことにより不測の病虫害や致命的な欠陥が見つかからない保証はどこにもない。そのため、解明された遺伝子を元に組換えではなく改良を推進していくべきであり、遺伝子組換えに対してはできるだけ制限を加えて行くべきである。   |
| 040817-1 | ペットの不法投棄に対して、刑事罰(ボランティアの尿尿処理等)と地方自治体による賠償金請求を強化すべきである。   |
| 040817-1 | ペットの不法投棄を抑制するため、育てられなくなったペットを預けられる場所を特に大都市圏に作るべきである。ただ、預けるのではなく、預ける権利として、預けた後にその施設や関連する施設などでボランティアを行うことを義務づけるべきである。  |

## 3. 基盤的施策

|          |  |
|----------|--|
| 040812-1 | 環境活動に対する寄付の税額控除等、税制面での政策を実行して欲しい。  |
| 040817-1 | 大都市圏の子どもを中心に、農業体験学習を義務化していくことを考えるべきである。農業によって命を育むことの大切さを実感させることが、犯罪抑止などにつながり、より健全な青少年育成に結びつくからである。 |
| 040812-1 | 農家、山林所有者で、生物多様性に適する活動を行う場合には、税制面での優遇などを検討すべきである。   |
| 040817-1 | 失業給付に対して、期間限定の延長を行い、その条件として、林業・棚田保護等地域の環境を支えるボランティア等の活動を義務づけるなど、失業対策と環境保護を結びつけるとよい。                |

### 意見提出者(団体)の属性

| 整理番号     | 所属団体        | 個人・団体の別 | 都道府県 | 意見提出法 |
|----------|-------------|---------|------|-------|
| 040730-1 |             | 個人      | 神奈川県 | メール   |
| 040804-1 |             | 個人      | 兵庫県  | メール   |
| 040812-1 |             | 個人      | 大阪府  | メール   |
| 040813-1 |             | 個人      | 千葉県  | メール   |
| 040817-1 |             | 個人      | 青森県  | メール   |
| 040817-2 | 日本自然保護協会    | 団体      | 東京都  | メール   |
| 040817-3 | 北限のジュゴンを守る会 | 団体      | 神奈川県 | メール   |

## 新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第2回）（案） に対する意見の全文

### 040730-1 神奈川県 個人

生物多様性の意義あるいは、生物と人間の関係や、生物の扱いについてなど、国民の考えがばらばらであっては、結局のところ、生物の多様性が担保されないのではないかと。世界的にみてもということではなく、日本として国土の特殊事情も踏まえ、考え方を整理し、浸透させていくことが急務ではないか。

よくCVMなど自然生態系を経済評価するような考え方が言われるが、この理念を、生活権ではなく、人間の生存権という考え方をするのであれば、人間の命に値段をつけるようなもので、ナンセンスと言わざるを得ない。新たに財務当局を納得させる、評価基準が望まれる。

自治体の事例を拝見したが、何故自治体の足並みが揃えられないのか？十分な納得できる説明がほしい。

専門家と簡単に書いてあるが、専門家として十分な能力を持っているのか疑問がある。どういう基準と能力で専門家と言っているのか、明らかにして欲しい。それにしても分類学者の数が少なすぎるのではないかと。これを育成していくのも国家戦略ではないかと思うが、いかがか？

海域での施策実施内容があきらかに乏しいのではないかと。また、生物多様性を阻害する施策と双方を記載し、結果、全体としてどうなっているかを記載しなければ、不十分ではないか？

これがいったい生物多様性に貢献している施策なのかどうか疑問なものが事例として含まれているように見受けられるがいかがか？

人間の生存権の担保ということなのに、予算措置が貧弱すぎないか？

### 040804-1 兵庫県 個人

内容に大変矛盾があると思われます。

一部で動物愛護を称して保護する動物があり、その傍らで駆除しようとする動物もしくは生物があるということ。

森林保護をすることは大切なことだと思います。しかし、内容にある松食い虫だけを駆除できるのでしょうか？

農薬や薬品を使うことにより在来種である昆虫であるとか生物も駆除することになるのでは？林業に絡んでいるから仕方ないでしょうが、森林を増殖する際に松食い虫から影響のない種類の植林を今後考えるべきだと思います。

雨で流れた薬品は、雨などで河川や湖に流れ込んで在来種である魚には影響があると思います。

池で大漁に鮒が死んでたりするのを見かけますが農薬や水質に原因があると思います。

湖では害虫などから真珠棚を守るためにブルーギルを放した県があったと思います。

このことは、あまり公にならずに在来種保護と言って駆除してます。

在来種保護をうたうのであれば、赤潮が発生している異常な環境、産卵が出来る環境改善が先に行われるべきだと私は考えます。

治水の為に護岸してしまった現在、駆除などに税金を使うより、葦や水草を保護する費用にしたほうが今後の在来種生存環境には良いと考えますがどうでしょうか？

治水と安全の為に水門などを作るのは生活上で必要なことですが、アユが遡上出来ない環境に問題があると思います。養殖し放流しても増えない環境であれば、外来魚を駆除する税金は無駄使いでしょう。

私は、トキの繁殖に使用した中国のトキは外来種であると思います。繁殖に成功したことは良い事です。

しかし、日本に生息していた在来種を保護？在来種とはなんでしょうとかおかしいと思います。ちなみにオーストラリアでは雑食であるコイが害魚として駆除されてますが、コイは駆除しないのですか？

魚類を捕食するのは、ブラックバス以外にもハスや鯰、そして鱒もいますが駆除しないのですか？安易に外来種を持ち込んだ人間に問題があり、殺生で解決する考えも安易です。生き物を駆除するという事は自然を減少していると思います。今後は、入国管理などに費用を廻して安易に外来種を取り入れない様に改善すれば良いと思います。

私は自然を増加する方向で改善する政策を考えてほしいと切に願います。

自然が増加すれば、巡り巡って教育環境などにも良い影響があると信じています。

自国のみならず海外での事例もあると私たちも参考になると思います。

そういう事例や資料とともに、学校などで学生などからの意見も取り入れてはどうでしょうか？問題も多いと思いますが安易に施行するのではなく、もう少し時間をかけて討議したのちに施行しても良いと考えます。

## 040812-1 大阪府 個人

- 1 新・生物多様性国家戦略の存在自体が、国民に余り知られていない。『いのちは創れない』のパンフレットは、よく出来ていたが、もっと活用してもらうべきである。
- 2 新・生物多様性国家戦略の重点の一つである「里山保全」に、もっと積極的に関与すべきであり、その問題点、とりわけ西日本には民有林が多く山林所有者の協力を得るのが難しいという点を含め、できる所から具体的な政策を実施すべきである。  
たとえば、大阪府でいえば、明治の森箕面国定公園は、国定公園と里山が一体となっており、生物多様性（とりわけ昆虫）が豊かである。  
まさに、「里山保全」の政策を実施するのに、相応しい地区である。箕面市も今年、2億円を拠出して「里山ファンド」を創設しており、市民・NPOの活動も盛んで有る。環境省も、是非積極的に関与して欲しい。
- 3 市民・NPOの活動を支えるうえで、資金の援助が重要である。環境活動に対する寄付の税額控除等、税制面での政策を実行して欲しい。  
また、農家、山林所有者で、生物多様性に適する活動を行う場合には、税制面での優遇などを検討すべきである。
- 4 単に、個別の政策だけでは不十分であるので、生物多様性条約の国内法を制定すべきである。  
その際、里山に関しては、地方の特性が大きいので、里山保全・生物の面的保護を各自治体が条例で制定できるような授權立法を検討すべきである。

## 040813-1 千葉県 個人

「第2章第5節5 移入種（外来種）問題への対応」について

現在、国内の河川・湖沼では主にブラックバス、ブルーギルの食害による先住種の減少等が問題になっており、既に駆除作業等を実施している自治体等もありますが、外来種の既存種に対する影響を『客観的かつ公正な視点での長期間にわたる調査』が行われたとはとても言えません。

公表されている調査結果は主に地域の漁業共同組合の漁獲高や、その他の一部特定地位での短期的な捕獲データなど、公平性・信憑性に欠くものばかりであり、既存種の減少と同時に進んでいる生息地域の環境破壊、水質悪化との関係等、あらゆる観点からの相対的な調査がきちんと行われたと言えるのでしょうか？

既に滋賀県の琵琶湖で施行されている駆除条例などは、漁業関係者の利益と琵琶湖総合開発の

失敗による環境悪化等の、県の責任を覆い隠すための条例としか思えません。

また、駆除事業に国や自治体からの補助金が出るとなれば、この不景気な世情に補助金支給や雇用拡大を目的とした、『客観的かつ公正な視点での長期間にわたる調査』が行われないままに、滋賀県に追随する県や自治体が出てきても何の不思議もありません。

さらに、駆除された個体の処理方法の現状から見ても、この問題が全ての生き物の生命の尊厳、子供たちの情操教育の観点から見ても、とても好ましいとは言えません。

(「人間の役に立つ生物は良い生物だから殺してはダメ、役に立たない生物は悪い生物だから殺してもいいんだよ」と教えるのでしょうか?)

また、マスコミの偏った報道姿勢や、営利目的でこの問題を取上げる著名人等が世論を操作し、問題の対応を本来の目的から逸脱させています。

私はこの問題を放置、ましてや外来種の密放流を推奨しているわけではなく、特定の立場の人間の利益とは無関係の、国内の河川・湖沼の正しい現状を踏まえた上での、柔軟な思考での生物相の保全が望ましいと思います。

## 040817-1 青森県 個人

雑考に近くなりますが、貴課の報道資料を読んで気になった点を数点上げ、意見を申し上げます。

### (1) 森林保護について

【不法伐採】国定公園内等での不法伐採に対して、刑事罰と現状復帰のための損害賠償義務を明記させるべきである。青森県八甲田近郊では、不法な伐採が続いているが、行政の対応はほとんどない。問題である。

【森林浴】森林浴ができる場所の推奨が必要だ。お題目だけでは生活ができないため、違法な伐採などが続く。その防止のために、森林浴ができる場所として、県・国などが推薦してくれることで、近隣地区で森林を保全しながら、観光産業が展開できる状況があれば、地元の人々の森林保全に対する意識が高まるはずである。県や国が積極的に指定・推奨していくべきだ。

【間伐材】間伐材のみを利用していることを認められれば、間伐材を利用した商品に対して、減免措置を講じられるようにすべきである。例えば、建材でも間伐材を利用した部分は比率に応じて減税措置など、業者・消費者双方に有利な条件を付けることで、間伐材の価値を高めれば、間伐材自体を重要視することで林業の一翼を支えられるはずである。

【森林保護事業の委託】国土保全のためにも、森林保護が必要である。環境税などで対応し、もっと森林整備地域活動支援交付金制度を拡充していくべきであり、間伐材利用などに対する保護や林業保護を積極的に進めて行くべきである。おそらく、高齢化した地元農村だけでは維持しにくいので、土木業等が森林保護の委託事業を展開しやすい状況を作り出していくべきである。

【マツクイムシ対策】マツクイムシに対して、もっと積極的に防御策を生物科学的に推進していくべきではないのか。根絶は難しいとしても、天敵・免疫強化・駆除方法・環境に配慮した薬剤等に関する研究等をもっと強くすることで、松の植林を推進できる環境作りがほしい。マツクイムシ耐性の強い(遺伝子組み換えではない)松の品種改良などを国が主導で行ってほしい。

### (2) 海洋資源保護

【広葉樹植林】海洋資源強化のために、秋田県八丈八丈、宮城県カキのように、広葉樹植林推進を強化してほしい。素人目ながらアオコ対策になるように思われるので、瀬戸内海で実験を行うべきだと思う。並行して砂浜の浄化力強化を行って地区を選定し、環境整備からのアオコ対策を考えてほしい。四国と九州(大分・宮崎)が適地ではないかと思う。

【海外の広葉樹】漁業資源確保のために広葉樹増産の対策をモロッコ・ペルー・チリ・カナダ・ポルトガルなどと協力して行うべきである。世界の海洋資源保護は、日本の食生活を支える意味で重要である。

### (3) 外来種・遺伝子組換え

【有害外来種】有害外来種を指定し、外国から、ブルーギル・ブラックバス等の輸入を禁止し、放流に対して刑事罰・賠償金を強化する。国内での飼育を許可制にし、飼育できる場所を限定する。その上で、生態数調査を並行しながらブラックバスの捕獲に対して、数に応じて礼金や表彰を行うことをすべきである。

楽しみがなければ何事も続かないので、釣果を増やすなどの不正防止策を充分講じた上で、環境保護のための釣り大会や、オニヒトデ等を捕獲した数に対して表彰とともに謝礼金制度を設けるべきである。一部漁民が、オニヒトデやブラックバス等の環境保護捕獲で生計を立てられるようにすべきである。採ったオニヒトデなどを乾燥粉碎・有害成分除去等で、陸地肥料に転換できないか、是非研究してほしい。

【遺伝子組換え】杞憂であるかもしれないが、現存する生物の生命は地球の歴史が何億年もかけて安全性と安定性を証明してきたものばかりである。遺伝子組み換えはごく短期間の検証ばかりであり、組み換えたことにより不測の病虫害や致命的な欠陥が見つからない保証はどこにもない。そのため、解明された遺伝子を元に組換えではなく改良を推進していくべきであり、遺伝子組換えに対してはできるだけ制限を加えて行くべきである。

遺伝子組換えでできた作物等をモデルに、品種改良で同じような作物を作り出す努力の方が重要であると思う。現在の科学技術に対する過剰な過信は、禍根になるものと考える。

### (4) その他の環境保護

【失業対策と環境保護】失業者が相当多くなっているが、失業給付に対して、期間限定の延長を行い、その条件として、林業・棚田保護等地域の環境を支えるボランティア等の活動を義務づけるのはいかがか。

当然、その支払いに対する判断基準もきちんと決めておかなければならないが、子どもがいる家庭で、他に生計を現在立てるものがない場合等に限定して、条件を整備して失業給付延長を考慮してはどうか。失業したときに子どもがいればそれだけ不安であれば、一層少子化が進む。子どもがいればこそそのメリットも少しは必要である。

子どもが足手まといであるより、子どもがいるからこそ就労支援等が強まると思えば、将来が不安で子どもを設けるのを控える傾向を少なくできるはずである。

【大規模開発】ダムなどの開発に対して、より厳しい審査が必要とすべきであり、環境省は開発停止の勧告をできるようになるべきだ。

【堤防強化と環境保護】根の成長が著しい低木等を選定し、それを利用した堤防強化策を国土交通省を連携して研究してほしい。それにより、地元市民の協力を仰いで、堤防を強化し、環境保護と緑地化を推進できる。できれば選定される植物は日本在来種が望ましい。

【動物保護施設】ペットの不法投棄に対して、刑事罰と地方自治体による賠償金請求を強化すべきである。同時に不法投棄を抑制するため、育てられなくなったペットを預けられる場所を特に大都市圏に作るべきである。ただ、預けるのではなく、預ける権利として、預けた後にその施設や関連する施設などでボランティアを行うことを義務づけるべきである。金銭で何事も済むという発想を持ち続けるなら、不法投棄や虐待を続ける人々に考えを改めてもらう機会が設けられない。刑事罰に対し、そのような施設でのボランティア（尿処理等）を義務づけるべきである。



【農業体験学習の強化】大都市圏の子どもを中心に、農業体験学習を義務化していくことを考えるべきである。農業によって命を育むことの大切さを実感させることが、犯罪抑止などにつながり、より健全な青少年育成に結びつくからである。現状ではあまりにも、そのような視点が弱い。

## 040817-2 日本自然保護協会

標記案件に関わるパブリックコメントに対して、生物多様性保全の立場より、意見を述べる。

### 1. 点検結果の全体についての意見

#### 1-1. 点検の方法と内容が不十分であり、点検としての意味をなしていない(2頁)

個別施策の点検結果の「進捗状況」の記述をみると、各省庁の基準の整合が図られておらず、(実施中) (検討中) ×(未着手)の差が明確ではなく、点検としての意味をなしていない。「施策の目標」と実際に行われていた内容が記述されている「進捗状況」が十分に整合していない(例: 41頁「生物多様性センターの機能充実」、28頁「保護地域の指定、管理の充実」、他)にも関わらず、(実施中)という評価になっている箇所が見受けられる。また、唯一の×(未着手)である「戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた代替案の検討」については、未着手の分析も反省もなく、「今後の課題」は空欄のままである。

施策の目標自体が曖昧な内容なためやむを得ない部分もあるが、せめて「今後の課題」の部分で段階的・具体的な目標を明記しなければ、国家戦略に基づいた施策の「実施状況の点検」として、いつまでも抽象的な評価の列記の域を出ず、新・国家戦略自体が何の意味も持たないものとなるおそれがある。進捗状況だけではなく、どのような成果や効果があったのか、また、取り組みの見直しや必要な省庁の連携など、「今後の課題」に具体的に記載すべきである。

#### 1-2. 新・国家戦略の普及啓発を積極的に(6頁)

アンケート調査により、「生物多様性」の認識度は3割、「生物多様性国家戦略」の認識度は6.5%という極めて低い結果が報告されている。これらの概念の整理が十分でないうえに、認識も多様であると分析したうえで、雑誌などへの連載、中高生以上を対象としたパンフレットの作成を今後の取り組みとしている。日本自然保護協会では、パンフレット「いのちは創れない 新・生物多様性国家戦略」が発行された直後より、環境教育のリーダー養成として長年継続している自然観察指導員講習会などで年間約1,000部を配布し、生物多様性の理解を広めることに協力してきた。現在の「生物多様性」の低い認知度を根本的に上げるためには、文部科学省と連携のうえ、総合的な学習、環境教育・学習、理科・生物などの授業で、必須のカリキュラムとして取り組み、そのための教材や人材の養成を検討すべきである。また、社会教育としても、環境教育や環境保全活動に取り組む人材や地方自治体自然環境担当者、民間企業環境対策担当者を対象とした「生物多様性セミナー(研修)」などの開催にも取り組むべきである。

#### 1-3. 各省庁が実施している環境調査の連携と活用(5頁)

各省庁が個別に行っている環境調査について、その連携や相互互換性の必要性を、その都度意見として述べてきた。報告では、現在連携を図るため、各省庁が集まりワーキンググループを設置し検討を進めており、相互利用するためのデータの変換が課題とされている。しかし、どのように活用するのかが検討されておらず、今後技術的な手法のみの施策となる可能性がある。基礎的な生物多様性地理情報をオーバーレイし分析したものを、「国土利用計画」、「環境基本計画」、「エコロジカルネットワーク」、「戦略的環境アセスメント」などの国の施策、各自治体の「マスタープラン」や「環境基本計画」などへの活用、NGOなどの活用ができる体制整備についても、同時に検討をすべきである。

### 2. 生物多様性の3つ危機への対応

#### 2-1. 「第1の危機」～人の活動による種の絶滅・生態系の破壊～への対応(25頁)

## 20世紀型の公共事業について何の点検も見直しもなされていない。

人間の活動や開発に伴う負の影響要因が招く危機（種の絶滅、生態系の破壊）に対して、国立公園や森林生態系保護地域などの限られた範囲の保全の強化だけでなく、今ある生物多様性を大きく破壊する、川辺川ダム・徳山ダム・ハツ場ダム、泡瀬干潟埋立事業、普天間代替飛行場施設建設、新石垣空港建設などの開発計画を早急に根本的に見直し、点検することが、何よりも「第1の危機」への対応である。

### 野生生物保護基本法の制定を検討

鳥獣保護法や自然公園法の改正が行われてきたが、野生生物の問題を解決するためには、横断的・総合的な野生生物全体の保護を目的とした「野生生物保護基本法」などの法制度が必要であり、今後の取り組みとして目指すべきである。

### 沖縄のジュゴンの保護対策を早急に

新・生物多様性国家戦略では「絶滅のおそれの高い沖縄のジュゴンについては、…略…藻場を含めた広域的な調査を実施し、その結果を踏まえ、全般的な保護対策を早急に進めます」とされているが、2001年から3年間による「ジュゴンと藻場の広域的調査」により情報が得られており、2004年7月の「種の保存法」の国内希少野生生物種の追加指定の際に「選定対象種」の要件は該当しているにも関わらず見送られ、保護区の設定の検討もなされていない。沖縄島東海岸におけるジュゴンの保護管理施策を早急に進めるべきである。

## 2-2. 「第2の危機」～人の働きかけが縮小することの影響・里地里山の保全～への対応（26頁）

里地・里山の保全について、「新たな仕組みの構築、人と自然の関係の再構築という観点にたった対応」を必要としているならば、文化財保護法の対象、風景地保護協定制、都市緑地保全法管理協定制だけでは、解決への糸口にもならず、二次的生態系を支える農業・林業との関わりを抜きには考えられないはずである。「具体的施策の展開に関する点検結果」の「(1)森林・林業」「(2)農地・農業」が、「第2の危機」で整理されていないのは、不可解に思われる。環境保全型農業などの農業施策の転換やバイオマス利用などのエネルギー転換が里地・里山において果たす役割は大きいため、生物多様性の観点から農業施策・林業施策についても「第2の危機」のなかで点検すべきである。

## 2-3. 「第3の危機」～外来種による生態系の攪乱～への対応（26頁）

この間、当協会は機会ごとに総合的な「外来種対策法」の制定を提言し、2004年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（特定外来生物対策法）が成立したが、運用によってブラックリスト形式となることや、後述する国内外来種を対象としなかった点など、今日の外来種対策を講じるには、必ずしも十分とはいえない内容である。

新・生物多様性国家戦略では外来種を「国外または地域外からの人為的に持ち込まれた生物」として、国内の移動による外来種（国内外来種）やノヤギなどの家畜由来の外来種も、対策を講じる範疇としているが、「特定外来生物対策法」では国外外来種のみを対象としているため、早急な対応を求められる国内外来種の対応が後手にまわることが心配されている。「今後の課題」で、「国内外来種の対策についても所要の施策を講じる必要がある」と記述すべきである。

新・生物多様性国家戦略では「対策に必要な体制、資金の確保」が取り組みの必要なものとして上げられているが、「特定外来生物対策法」でも、その「基本方針」においても対応されておらず、今回の点検項目にすらあがっていない。環境省の限られた予算と体制では広範に及ぶ外来種対策は十分に行えない状況からも、早急に検討・整備すべきである。

## 040817-3 北限のジュゴンを見守る会

意見の1

修正箇所 - I Vの3「湿原・干潟等湿地の保全」の第2項右欄（32頁）

修正意見 - 次の文を追加する。

「ジュゴンなど種指定の天然記念物の保全に生息環境の保護が不可欠な場合には、生息地の保護を図る必要があります。」

修正理由 - 種指定天然記念物の保護には、指定地保護に関する文化財保護法の規定を適用することが有効であると考えられる。

意見の 2

修正箇所 - I V の 5 「野生生物の保護」の ( 1 ) 「種の絶滅の回避等」の第 7 項中欄 ( 進捗状況 ) 及び右欄 ( 今後の課題 ) ( 3 6 頁 )

修正意見 - 両欄の全文を削除する。

修正理由 - 左欄 ( 施策の目標 ) の内容と全く関係がない。なお、生物多様性を議論する時に、「鯨の資源量」という定義不能の表現を使うべきではない。「鯨目 (あるいはクジラ目) 各種の個体数」あるいは「現存量」とすべきである。